

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	14 件

福岡国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで

昭和 36 年から、現在の A 市 B 区にあった C 社に就職していたが、同事業所は、工場の公害のために止むなく閉鎖になり、私は、この仕事を引き継ぐために D 社を設立するまでの 61 年 6 月から 62 年 9 月までの 16 か月間は国民年金保険料を納付していた。

平成 19 年に申立期間の国民年金保険料が未納であることを知ったが、当時、私が妻の国民年金保険料を含めて一緒に納付しており、妻の保険料は納付済みになって、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入している上、国民年金加入期間については、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の妻の国民年金保険料も含めて自身の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の妻の国民年金保険料は、申立期間においても納付済みである上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間直前の昭和 61 年 7 月から同年 11 月までの申立人及びその妻の 5 か月分の国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認でき、申立期間当時、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの納付事実が確認できなかった。

また、社会保険事務所の回答では、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの納付記録の一部に、時効後に保険料が納付された期間があり、この期間については還付した可能性があるため、当該期間の国民年金保険料のすべてを納付済みと判断できなかったとのことであった。

申立期間①及び②当時は、いずれも A 市役所に非常勤職員として勤務し、確かに国民年金保険料を納付した記憶があり、また、昭和 46 年度分の保険料について還付を受けた記憶は無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②及びその直後の昭和 47 年度の国民年金保険料は昭和 48 年 9 月 17 日に一括納付されたことが記録されており、当該納付時点においては、申立期間①は国民年金保険料を時効により納付できない期間であることから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、B 町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「46.4～48.3 48.9.17 納付」の旨の記載があり、納付金

額も記載されており、当該期間の国民年金保険料が、昭和 47 年度の保険料とともに昭和 48 年 9 月 17 日に一括して過年度納付されたものと推認され、記載されている金額も当該期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額と一致する。

また、申立期間②には、時効の期限を経過した期間が含まれているものの、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は無く、申立人に対して当該期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料は長期間にわたり収納されていたものと考えられる上、社会保険庁の記録において、申立期間②のすべての保険料が未納とされていることの合理的な理由は見当たらない。

昭和 48 年 9 月 17 日は、特例納付の実施期間中ではなく、国民年金保険料が時効後に納付されたことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年6月から同年11月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から同年11月まで

領収書は残っていないが、私が申立期間の全額免除期間については、国民年金保険料を追納したにもかかわらず、社会保険庁の被保険者記録では、追納した記録になっていないことが分かった。

昭和40年6月から同年11月までの全額免除期間について国民年金保険料を追納したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足時に国民年金に加入してから60歳に到達したことにより被保険者資格を喪失するまでの間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録により、申立人は、昭和36年6月から46年3月までの間は、法定免除期間であると確認できる上、申立人に係るA市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金保険料納付記録により、当該期間のうち申立期間を除く期間の国民年金保険料はすべて追納されていることを考慮すると、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料はすべて追納されており、申立人が申立期間のみ追納しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については保険料の納付事実が確認できない旨の回答であった。

平成9年8月ごろ、私は失業中であり、A市B区役所の出張所で夫婦そろって国民年金保険料の免除申請をしたことを記憶しており、妻には保険料を免除された記録があるのに、私だけ免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月ごろに区役所の出張所で国民年金保険料の免除を申請した際に、窓口担当者から健康保険の任意継続について説明を受け、同日中に社会保険事務所に出向き、任意継続する場合と国民健康保険にする場合との負担額の違いを相談した等とする申立内容は詳細かつ具体的であり、その内容に不自然さは見られない。

また、社会保険庁の記録により、申立人の妻は、申立期間について国民年金の第1号被保険者であるとされ、国民年金保険料が免除されていた記録が確認できる。

さらに、申立人の失業を機に国民年金保険料の申請免除を行うべく区役所の出張所を訪れた申立人夫婦について、窓口担当者が、申立人は国民年金の第1号被保険者に該当することを認識できる状況であったことがうかがえる上、保険料の免除申請があった場合には、世帯単位の所得を基礎として免除の適否が判断されることとされていることからみて、申立人の妻のみが申立期間に係る保険料について免除申請を行ったとするのは不自然である。

加えて、申立人とその妻は、申立期間以降の期間において、国民年金に係る手続や国民年金保険料の納付を基本的に夫婦一緒に行っていた事跡も確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 38 年 11 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 40 年 4 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた期間の記録が確認できない旨の回答を得た。

当時、会社からもらった表彰状も保管してあり、働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 39 年 9 月 6 日付けの A 社の申立人への表彰状及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、文書照会の結果、協力を得られた同僚 10 人のうち、申立人と同一業務を担当していた 4 人全員には、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 11 月 1 日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、当該事業所では、従業員が複数の現場で勤務していたために、申立人は、当時の従業員数について自身の勤務していた現場の従業員数のみしか記憶していないものの、すべての現場を巡回する業務を担当し、当該事業所の全従業員数を把握し得た二人の同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数とがおおむね一致するため、当

時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと推認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、申立期間のうち昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人と同一業務担当で生年月日の近い同僚の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、A 社は昭和 43 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから供述を得ることができないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 11 月から 40 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）本社における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年5月13日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社し、C工場に勤務していたが、35年にD県E市に新設されたF工場に転勤となった。

その時の年金記録が1月違っている。

当時の業務内容は、技術の指導をしており、会社から勤続25年の表彰も受けている上、平成2年に退職するまで継続して勤務していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の従業員名簿、雇用保険の被保険者記録、申立人保管の昭和59年11月9日付けの勤続25年の表彰状から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年5月13日付けでA社の本社から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和35年4月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立内容を確認できる書類等が現存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 45 年 9 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を 42 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 45 年 10 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 42 年 4 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月から 44 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 45 年 7 月までは 3 万 6,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 4 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 45 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 42 年から 45 年までの期間について厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらないとの回答をもらった。

申立期間当時、A 社には、工場長に C がおり、同僚に D、E、F などがいた。他の者が、厚生年金保険の被保険者となっているのに、自分だけ被保険者となっていないことに納得がいかない。間違いなく勤務し、保険料の控除も記憶しているため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述並びに当時の A 社の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚及び申立人の前任者には、厚生年金保険の被保険者としての記録が

確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述する当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数とがおおむね一致しており、厚生年金保険に加入している同僚は、入社した後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからみて、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、当時、当該事業所の経営に携わっていた事業主の兄（法人化後に取締役就任。）は、厚生年金保険の加入の扱いについて、「人手不足の時期であり、従業員にはきちんとしておかないといけないと考えており、誰を加入させ、誰を加入させないというような差別的な取扱いは無かったと思う。」と供述している。

一方、入社日については、申立人は昭和 42 年より前だったかもしれないと供述しているものの、申立人と同一の業務を担当していたとされる前任者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 3 月 31 日であること、申立人と当該前任者は互いに相手を知らないと供述していることから判断すると、申立人の入社は同年 4 月と推認されるとともに、申立人は別の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を 45 年 10 月 20 日に取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同様の業務に従事していた同僚の記録より、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月から 44 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 45 年 7 月までは 3 万 6,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡していることから不明であるが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 4 月から 45 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から6年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を2年8月10日に訂正し、同年8月から3年9月までの標準報酬月額を50万円、同年10月から6年2月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から6年3月1日まで

年金の受給手続をするため社会保険事務所に出席し、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社における勤務年数と被保険者期間に相違があった。当時の事業主に勤務証明を提出してもらったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、平成6年3月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているが、申立人が名前を挙げた当時の部下及び同被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚二人並びにB協同組合C支部担当者が、申立人がD店のオープン時から店長として勤務していた旨を供述していること、同協同組合同支部からの聴取により同店の営業期間が2年8月から13年8月までであること、及び同店に係る所管官署の営業許可が2年8月10日から13年12月25日までであることから判断すると、申立期間の中途である2年8月10日から、申立人がA社に勤務していたものと認められる。

また、事業主からは、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとの回答を得ており、申立期間当時、社会保険の事務を担当していた同僚からも、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しており、幹部社員

である申立人は入社と同時に厚生年金保険に加入していたとの供述が得られている。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人を除く当時の事業主及び事業主の妻並びにその他3人の幹部社員の5人全員が被保険者であることが確認でき、供述が得られた幹部社員が記憶する入社日と同人の厚生年金保険被保険者資格取得日は一致する。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、社会保険庁が記録する平成6年3月1日ではなく、2年8月10日であり、同年8月から6年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年3月1日から同年8月9日までの期間については、事業主の勤務期間等に関する証明書、及び同僚一人からD店オープンの少し前から勤めていたとの供述は得られるものの、申立人の勤務開始時期を明確に特定できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、前述のとおり、申立人がオープン時から勤務したと複数の同僚が供述している同店の営業開始が同年8月であること、同店の営業許可が同年8月10日であることから判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、平成2年8月から6年2月までの標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人のA社に係る6年3月の記録、申立期間の事業主夫婦及びその他の幹部社員の標準報酬月額がすべて同額で推移していることから、2年8月から3年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、記録は残っていないが納付していないと回答しており、また、資格取得届及び申立期間内に複数回あった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成6年3月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る2年8月から6年2月までの保険料につき納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から46年1月4日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和38年に入社し46年までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A社における申立人の同僚の供述、及び申立期間において同社からB社に異動している同僚3人の厚生年金保険被保険者資格は継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年1月4日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年8月及びB社における46年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の関係資料は保存されておらず不明であるとしているが、雇用保険の資格喪失日（離職日）及び取得日と厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）及び取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日及び取得日を記録したとは考え難いことから、

社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 9 月から 45 年 12 月までの保険料につき納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和42年4月1日付けでA社本社からB出張所に異動し、本社管理部門と兼務で係長として勤務した。申立期間においても給与明細書のとおり、社会保険料が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の経歴書及び申立人が提出した給与支払明細書等から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和42年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていない事業所に異動発令されている同僚5人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、いずれも当該異動に伴う資格得喪手続は行われておらず、異動前の適用事業所において被保険者記録が継続しており、申立人の同僚は、「当時、申立人に係る厚生年金保険料控除等の給与事務は、本社が直接行っていたのではないか。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和42年6月1日にA社本社から同社C事業本部B事業部に異動し、

申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所の記録及び申立人が提出した同年3月分及び同年5月分の給与支払明細書から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が確認できず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から41年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、C社。以下同じ。）に勤務していた期間のうち、昭和40年9月1日から41年2月28日までの被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和40年9月1日にA社D工場からB工場へ異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A社D工場及び同社B工場における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、A社D工場の社会保険担当であった同僚は、「申立人はD工場からB工場に異動したが、継続して勤務していた。当時、人事異動発令日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として処理していたので、申立人は昭和40年9月1日付けの異動発令であったと思われる。」と供述しており、同社B工場の社会保険担当であった同僚は、「申立人は、人事異動により、D工場から1日の空白もなくB工場に異動してきたが、この間、毎月、給与が支給されていたので、厚生年金保険料は控除されていた。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、昭和 40 年 9 月 1 日に A 社 D 工場から同社 B 工場に異動し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 41 年 2 月の社会保険事務所の記録及び申立人の同僚の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、当時の資料等が確認できず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間において国民年金に未加入で、保険料が未納とされていた。
しかし、当時、私はA市内のB事業所に住込みで働いていて、事業主が毎月の給料から国民年金保険料を控除し、区長を通じて納めていたと思う。申立期間が国民年金に未加入である上、保険料も未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする事業主からは、高齢のために供述を得ることができず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 44 年 7 月に当該手帳が発行されたこと、及び 41 年 10 月にさかのぼって申立人が国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間は国民年金に未加入とされたことから国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる上、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及び申立人が勤務していた事業所の事業主が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から50年12月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和49年ごろ、A市役所において、国民年金への加入と国民年金保険料の特例納付を勧められたことから、51年10月に国民年金への加入手続を行うとともに、さかのぼって国民年金保険料を支払えば国民年金が満額で受給することができるとのことであったことから、当時、経営していた事業所の事務員立会いのもと、国民年金保険料をまとめて支払った。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和53年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けるとともに、54年12月に36年4月から40年5月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立人が51年10月に国民年金への加入手続を行った上で、申立期間の国民年金保険料を特例納付により一括納付したと主張している当時は、国民年金保険料の特例納付は行われていないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、まとめて支払ったと申し立てている保険料額は、申立人が昭和54年12月に特例納付保険料として納付した金額にほぼ相当することから、申立人が保険料の納付時期を誤認している可能性がうかがわれるとともに、当該特例納付を行った上で、60歳に達するまでの保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年となることから、申立人は、国民年金の受給資

格を取得するのに必要な保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年5月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月から48年5月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

申立期間①については、郷里のA県B郡C町役場から国民年金に加入することについての連絡が来たが、当時、私は予備校や専門学校に通っており、収入も無かったので、母親が国民年金への加入手続と国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、D市E区役所から国民年金保険料の納付通知が来たので、妻が3か月分の保険料をまとめて支払っていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人の妻が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に死亡しているとともに、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻とは既に離婚しており、同人から供述を得られないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成9年1月、申立人に、基礎年金番号が払い出されていることが確認できるものの、この時点では、申立期間①及び②は、既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期

間である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人、申立人の母親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年2月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和36年4月に国民年金制度が発足した時に、父親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。実家のA社は厚生年金保険の適用を受けており、姉までは厚生年金保険に加入していたが、私は、姉と入れ替わって38年3月に厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の父親は、既に死亡しているために、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和36年2月5日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるものの、申立期間において同居していた家族の中で国民年金に加入したのは申立人のみであるため、同居家族の状況から申立人の国民年金保険料の納付状況を推認することもできず、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年9月まで

申立期間当時、私は、A町（現在は、B市。）で結婚前の家事手伝いや習い事をしており、地域の国民年金保険料の集金人から国民年金保険料は安いので納めておくと得だと言われ、父母が父母自身の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を支払っていた。父母が国民年金保険料を支払う時には集金人は納付状況の表のようなものに押印していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年9月の時点で、任意加入被保険者資格を取得するとともに、申立人が共済組合員の資格を喪失した後の44年4月から厚生年金保険被保険者である夫と婚姻する直前の45年9月までの期間については、国民年金の強制加入被保険者資格を取得すべきところ、任意加入対象者として取り扱われていたため、未加入期間とされたものと推認され、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の両親が納付したとする申立期間に係る国民年金保険料月額、申立期間の国民年金保険料月額と相違する上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立期間に係る申立人

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 54 年 8 月までの期間及び 55 年 9 月から 57 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月から 54 年 8 月まで
② 昭和 55 年 9 月から 57 年 7 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に短大を卒業した後、同年中に A 市 B 区役所（現在は、A 市 C 区役所。）で国民年金と国民健康保険に加入し、申立期間の国民年金保険料を私の母親の分と一緒に、同区役所か自宅近くの郵便局で支払った。申立期間中の国民年金保険料額は月額数千円であり、国民年金に加入した時だけは何か月分かをさかのぼってまとめて支払った。当時の年金手帳は、D 市 E 区役所で、再度国民年金に加入した時に、現在所持している年金手帳と交換に回収され手元に無いが、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が D 市 E 区に転入した昭和 62 年 11 月以降に社会保険事務所において払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、52 年に A 市 B 区役所で国民年金に加入したとする申立内容は不自然である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は、いずれも既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、第 3 回目の特例納付実施期間の終了から 7 年以上が経過している。

また、申立人が支払ったとする国民年金保険料の月額は、申立期間当時の国民年金保険料の月額と相違する上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期

間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 5 月に結婚するまでは国民年金に加入しておらず、44 年 3 月ごろに私の妻と一緒に現在の A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続をした。その際に窓口の職員から国民年金受給資格取得期間を満たすことができないとの説明を受け年払いを勧められたが、当時は生活が苦しく国民年金保険料を払うことができなかった。生活が安定した 46 年に、B 区役所の窓口で納付書を 8 回ぐらいに分けてもらい、申立期間の国民年金保険料を 1 年間で払った。金額は全部で 3 万数千円だった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、44 年 3 月ごろに申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続をしたとする申立内容は不自然である。

また、A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録により、第 2 回目の特例納付の実施時期である昭和 49 年 11 月に申立期間直後の 46 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の国民年金保険料が特例納付されるとともに、50 年 4 月に 48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料が特例納付又は過年度納付により納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が居住している C 町が保管する国民年金被保険者名簿により、窓口職員が申立人の国民年金受給資格取得に必要な期間を算出しているこ

とがうかがわれる記録が確認できるとともに、C町在住当時に、第3回目の特例納付の実施時期である昭和53年8月、54年12月、55年1月、同年2月、同年3月及び同年4月の6回にわたり、36年4月から37年4月までの期間に係る申立人の国民年金保険料が特例納付されており、申立人が60歳に到達した時点における国民年金保険料の納付済期間は、国民年金受給資格取得に必要な最低限の納付期間である300月を満了す310月となっていることが確認できることから、申立人は、国民年金受給資格取得に必要な期間について特例納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月まで

昭和 43 年 5 月に結婚した時に夫が年金に加入していなかったため、私は、44 年 3 月ごろに A 市 B 区役所で夫と一緒に国民年金加入の手続をした。当時は生活が苦しくて国民年金保険料を払うことができなかったが、生活が安定した 46 年に、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を、4 回ぐらいに分けて払った。金額は 1 回分が約 2 万円だった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、44 年 3 月ごろに申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続をしたという申立内容は不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付及び特例納付以外の方法では納付することができない期間であるが、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から 46 年 3 月までの期間は、一緒に納付したとする申立人の夫も未納とされている上、申立期間のうち、同年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人の夫は国民年金受給資格取得に必要な納付期間を満たすために過年度納付及び特例納付を行っていることが確認できるものの、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、厚生年金保険被保険者期間が 47 か月あるとともに申立人の夫と 11 歳の年齢差があり、国民年金受給資格取得に必要な納付期間を満たすために特例納付を行う積極的事情は乏しかったと考えられ、申立期間の国民年金保険料を夫と一緒に納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 12 月まで

昭和 41 年ごろ、県外から帰って来て、母に勧められて A 市の B 出張所で母と一緒に国民年金の加入手続をし、その際、私と母の 39 年 4 月から 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

それ以降、集金人の男性に母の分と一緒に毎月国民年金保険料を納付していたので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る最初の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月ごろに社会保険事務所で払い出されているものの、社会保険庁のオンライン記録及び A 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が当該国民年金手帳記号番号により申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実は確認できない。

また、昭和 43 年 1 月に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、当該国民年金手帳記号番号に係る社会保険庁のオンライン記録及び A 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は同年 1 月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられることから、41 年ごろ母親と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立人と母親の 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで

母親から国民年金保険料はきちんと掛けていないと将来困るよと言われていたので、私は、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入するのが当然だと思っていた。厚生年金保険加入事業所を退職後の昭和 54 年 1 月ごろに国民年金に加入し、仕事をしていた時の貯金や退職金を資金にして、当初は A 市 B にあった金融機関で、また同年の夏以降は C 銀行 D 支店で国民年金保険料の納付を始めた。税金、保険料、公共料金等払うべきものは何を差し置いても支払ってきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市 E 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、強制加入被保険者であった申立人は、54 年 1 月にさかのぼって被保険者資格を取得しており、申立人は、この被保険者資格取得日を国民年金の加入手続日と誤って認識しているものと考えられる。

また、昭和 57 年 1 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部（昭和 54 年 1 月から同年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、54 年 1 月当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、専門学校を卒業した後、A市で見習いとして住込みで働いていた時に20歳を迎え、親に勧められて自分でA市役所に行き国民年金の加入手続をした。

その後、21歳になったころにB市Cの実家に帰ってきて、Dの店で働いている時に、前に働いていたA市の店から私の国民年金保険料の納付書が送られてきたとの連絡を受けたので、A市まで取りに行きB市E郵便局でまとめて国民年金保険料を支払ったが、このときの国民年金保険料が未納とされている。

申立期間の国民年金保険料は、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月8日に払い出されており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が20歳になった43年に国民年金の加入手続をしたという申立内容は不自然である。

また、申立人の特殊台帳により、申立人はA市で国民年金の加入手続をした直後の昭和44年10月3日にB市へ転出したことが確認できることから、申立人がA市に取りに行ったとする国民年金保険料納付書はA市が発行した同年4月分からの国民年金保険料納付書であると考えられ、社会保険庁の特殊台帳の同月の納付記録欄に「44.10.31」の印字が認められることから、同年10月31日に、同年4月から同年9月までの国民年金保険料がまとめて納付されていることが推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所が発行した国民年

金保険料納付書により過年度納付又は特例納付によらない限り納付することができない期間であるものの、申立人からは、過年度納付又は特例納付したとする主張は無い上、申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 11 月まで

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。当時は、隣組長が国民年金保険料の集金に来ており、隣組長から区長へ、区長から A 市役所に納付し、納付後には領収書をもらい、納付金額も記憶しているが、残念なことに領収書は残っていない。

国民年金に加入したのは遅かったが、加入後は途切れることなく夫の分と一緒に保険料を納付しているので、未納とされていることに納得がいかない。夫の国民年金保険料は途切れずに納付済みとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和 52 年 12 月と推測される上、A 市役所が保管する申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿の記録により、夫婦一緒に保険料の納付を始めたのは、申立人の国民年金手帳記号番号払出直後の 53 年 1 月からであることが確認できる。

また、申立期間以前の期間に係る国民年金保険料納付については、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの保険料を 53 年 10 月 21 日に、51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を 54 年 1 月 31 日に過年度納付されていることが、申立人の国民年金被保険者名簿の記録から確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄には、昭和 52 年 4 月から同年 11 月までについて「1/19 納めない」と記録されていることから、行政側が申立人に国民年金保険料の納付について何らかの確認を行った

際、申立人が申立期間の保険料を納めない旨の意思表示を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする事はできない。

福岡国民年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月まで

昭和 44 年 4 月に結婚した後に、実母から国民年金保険料は払いなさいと言われたが、その当時は生活に余裕が無かったのですぐには国民年金には加入しなかった。

その後、時期は不明ながら、生活に余裕ができた時期に、私が A 市 B 区役所の窓口にご相談に行ったところ、担当者から国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を同年 3 月に、同年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を 51 年 3 月にまとめて納付するとともに、夫の 44 年 3 月から 49 年 2 月までの保険料を同年 2 月に、同年 3 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月にそれぞれまとめて納付した。

その後、社会保険事務所からの連絡で、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かり、社会保険事務所に何回も調査をお願いしたが、その都度、断られ疑問を持っていた。

最近、昔の手帳に金額が書いてあるのが見付き、平成 19 年 8 月に社会保険事務所で調べてもらっていたところ、納付記録の訂正を申し立てる書類が送られてきたので、申立てを行うことにした。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 6 月又は同年 7 月に払い出されていることが確認できるとともに、A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、国民年金手帳記号番号が払い出された時期より後である 44 年 1 月から 45 年 3 月までが申請免除の記

録となっているものの、これ以降 52 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録は無い上、同区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は同年 7 月に至って、44 年 4 月以前に在住していた県外から A 市内に住居変更手続を行ったことが確認され、この時点においては、申立期間のほとんどの期間（昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの期間）は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁が管理する国民年金保険料納付記録により、申立人及びその夫については、共に昭和 52 年 4 月からの納付記録が確認されることから、この時点から国民年金保険料の納付を始めたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出した手帳の写しに記載の金額は、申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額とは相違しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年12月まで

昭和44年4月に結婚後に、妻の母から国民年金保険料は払いなさいと言われたが、その当時は生活に余裕が無かったので、すぐには国民年金には加入しなかった。

その後、時期は不明ながら生活に余裕ができた時期に、妻がA市B区役所の窓口で相談に行ったところ、担当者から、国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、妻の昭和44年4月から49年3月までの保険料を同年3月に、同年4月から52年3月分までの保険料を51年3月にまとめて納付するとともに、私の昭和44年3月から49年2月までの保険料を同年2月に、同年3月から同年12月までの保険料を同年12月にそれぞれまとめて納付した。

その後、社会保険事務所からの連絡で、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かり、社会保険事務所に何回も調査をお願いしたが、その都度、断られ疑問を持っていた。

最近、妻が所持する昔の手帳に金額が書いてあるのが見つかり、平成19年8月に社会保険事務所で調べてもらったところ、納付記録の訂正を申し立てる書類が送られてきたので、申立てを行うことにした。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年3月4日に払い出されていることが確認できるとともに、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の年金手帳が交付されたのは、同年5月とされており、当該国民年金手帳記号番号の払出時点又は年金手帳の交付の時点のいずれにおいても、

特例納付の実施時期ではなく、その時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の妻が納付したとする金額は、申立人の申立期間に係る保険料を納付するのに必要な金額とは大きく相違し、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁が管理する申立人に係る資格取得・喪失訂正履歴により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日として昭和44年3月10日が追加変更されたのは平成14年11月であることが確認でき、一括納付したとしている昭和49年時点においては、申立人は国民年金に未加入とされていたと考えられ、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認されるとともに、社会保険庁が管理する国民年金保険料納付記録により、申立人及びその妻は、共に52年4月からの納付記録が確認されることから、この時点から国民年金保険料の納付を始めたものとするのが自然である。

さらに、申立人の妻が申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出した手帳の写しに記載の金額は、申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額とは相違しており、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年7月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、A市役所から請求されたので、平成4年8月以降の同年中にA市役所の1階正面の窓口で納付した。

国民年金係とかでは納付しておらず、50歳ぐらいの女性が応対し、「今、支払っていないと周りの人が年金をもらっているのに、あなたはもらえないわよ。」と言われたことを記憶している。納付した金額は約10万円だった気がする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、国民年金保険料を納付するには国民年金への種別変更手続を行うことが必要とされるものの、当該時期に国民年金への種別変更を行った記憶は申立人に無く、申立人に係るA市が保管する国民年金異動事由情報においても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年3月時点において、国民年金への種別変更手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市役所から送付されてきた納付書により平成4年中に、国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立期間のうち同年3月分は、過年度納付保険料となることからA市役所が発行する納付書によっては国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、納付場所について、A市役所の正面窓口で納付したとしているが、国民年金保険料、国民健康保険税等は、同市役所入口から見て1階右側に位置する金融機関でしか収納することができず、当時、市職員が直接

保険料を収納することはできなかったことがA市に照会した結果により確認できる上、申立人が、当時納付したという金額は、申立期間について納付するのに必要な国民年金保険料額とは大きく異なり、申立内容には矛盾が認められる。

加えて、申立人は納付書に「5年間保存」の記載があったとしているが、供述と一致する納付書様式は、国民健康保険税の納付書であることが推認されるとともに、申立人の国民健康保険の加入履歴によると、申立人は昭和62年10月11日に国民健康保険の資格を取得し、平成2年11月22日に資格を喪失した1回のみが確認でき、この時期は申立人が国民年金に当初に加入した時期と一致することから、申立人の申立期間に関する記憶は昭和62年当時に係るものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

昭和 41 年 11 月 30 日に A 町農協を退職した直後に役場職員が国民年金への加入を勧めに来たので、その時点から国民年金に加入し、国民年金保険料は当時同居していた次兄に納めてもらっていた。加入を勧めに来た役場職員は、長兄の同級生で遠縁に当たる。

納付記録では、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までが免除期間となっているが、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、保険料は納付していたはずで、当時、「免除」という制度自体も知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその義姉（申立人の実兄の妻）に係る国民年金手帳記号番号が B 郡 C 町（当時。現在は、D 市。）において払い出された時期は、昭和 44 年 4 月から同年 10 月ごろと推認され、申立人及びその義姉の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人、申立人の実兄及びその妻に係る特殊台帳の記録において、第 1 回目の特例納付の実施時期である昭和 47 年 6 月 30 日に、この時点で未納とされていたこの 3 人に係る国民年金保険料が一括して納付されていることが確認できること、社会保険庁の納付記録により、申立人が 49 年 6 月に E 市に転居するまでは、この 3 人における保険料の納付状況が一致していることが確認できること、及び申立人が「申立人の国民年金保険料は、実兄とその妻の国民年金保険料とともに実兄が納付していた。」と供述していることを考慮すると、申立期間当時、3 人の国民年金保険料の納付行動は基本的に同一であったと推認される。

さらに、E市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿、及びD市役所が保管する実兄夫婦に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は、3人とも申請免除期間の記録となっている。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を実兄が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする実兄も保険料の納付状況に関する記憶は明瞭^{りょう}でなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、60 年 10 月から 62 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②については保険料の納付が確認できず、申立期間③については申請免除の期間とされている旨の回答であった。

国民年金には、昭和 36 年の制度発足時に隣組長に言われて夫婦そろって加入し、口座引き落としによる納付に切り替えるまで、集金の際には欠かさず納付していたし、申立期間②及び③の当時、商売も順調な時期で、経済的に困窮していたわけではなく、免除申請を行った記憶も無いので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 3 月 31 日に払い出されていることが確認でき、申立期間①の一部に、国民年金保険料を納付するには、特例納付又は過年度納付によらなければ納付することができない期間が含まれるものの、申立人にはその記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、夫婦そろって国民年金に加入し、保険料を納付していたとの主張は不自然である。

また、申立期間②及び③については、申立人と同様に、その夫も国民年金保険料が未納とされる期間及び免除されていたとされる期間であることが確認でき、申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間③の前年度である昭和 62 年 4 月に国民年金保険料の免除を申請したものの却下されているこ

と、及び63年4月から保険料が免除されたことの記載が確認できる。

さらに、申立人の夫に係る社会保険庁の記録により、申立期間②と③との間に係る国民年金保険料については、過年度納付することができる期限が経過する直前である平成2年1月に納付したこと、及び納付日は確認できないものの、申立期間②の直前の期間の保険料についても、過年度納付により保険料を納付したことが確認でき、当該期間の国民年金保険料を集金若しくは口座引き落としにより納付していたとする申立人夫婦の主張は不自然である。

加えて、申立期間③については、申立人は、免除申請を行った記憶は無いと主張しているが、A市B区が保管する国民年金被保険者名簿における免除記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、国民年金保険料の免除承認は、被保険者からの申請により行われるべきところ、申請が無いにもかかわらず、行政において免除の承認手続を行うことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①については保険料の納付が確認できず、申立期間②については申請免除の期間とされている旨の回答であった。

国民年金には、昭和 36 年の制度発足時に隣組長に言われて夫婦そろって加入し、口座引き落としによる納付に切り替えるまで、集金の際には欠かさず納付していたし、申立期間当時、商売も順調な時期で、経済的に困窮していたわけではなく、免除申請を行った記憶も無いので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人と同様、申立人の妻も国民年金保険料が未納とされる期間及び免除されていたとされる期間となっており、申立人に係る被保険者名簿には、申立期間②の前年度である昭和 62 年 4 月に国民年金保険料の免除が申請されたものの却下され、63 年 4 月から平成元年 2 月までは保険料が免除されている旨の記載がある。

また、社会保険庁の記録により、申立期間①と②との間に係る国民年金保険料については、過年度納付することができる期限が経過する直前である平成 2 年 1 月に納付したこと、及び納付日は確認できないものの、申立期間①の直前の期間の保険料についても、過年度納付により保険料を納付したことが確認でき、当該期間の国民年金保険料を集金若しくは口座引き落としにより納付していたとする申立人夫婦の主張は不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は、免除申請を行った記憶は無いと主張しているが、A市B区が保管する国民年金被保険者名簿における免除記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、国民年金保険料の免除承認は、被保険者からの申請により行われるべきところ、申請が無いにもかかわらず、行政において免除の承認手続を行うことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月23日から同年12月31日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和20年5月23日から同年12月31日まで勤務したA社B工場における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

勤務していたことは間違いないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するA社の辞令により、申立人が、昭和20年5月23日から同社C工場勤務となる21年1月7日まで同社B工場に勤務していることは認められる。

しかし、厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」である当時のDに所在していたA社B工場は厚生年金保険の適用を受けなかったことから、申立期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間当時適用事業所となっていたことが確認できる、A社（本社）及び同社国内4工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る記録は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、事業主に照会したものの、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料や供述は得られない上、申立人が名字のみを記憶する当時の同僚及び上司についても、個人を特定することができず、供述を得ることはできないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主によ

る厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間における加入記録は無いとの回答であった。

申立期間においては、兄が勤めていたA社（現在は、B社。）で勤務しており、C市D区のE社の本社ビル建設工事や、自動車道路（C市F工区）で鉄筋を組んでいた記憶がある。厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の兄、申立人が名前を挙げる同僚及び同事業所の事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

一方、申立人の兄は、社会保険に全部加入させる条件で弟を入社させたと主張するものの、B社に照会しても、当時の資料は残っておらず、何も分からないという回答である上、申立期間当時の社長で現在は当該事業所の会長を務める者は、「当時、（厚生年金保険に）入りたかった者は入れ、希望しない者は入れなかった。加入希望者からは（厚生年金）保険料を引く（控除する）が、

加入希望しない人からは保険料を給与から引くことはない。」との供述が得られたほか、複数の同僚からも、申立人が勤務していたことは記憶にあるとしているものの、厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚は、申立期間当時、30人から40人程度従業員が急増したと供述しているものの、昭和47年1月から同年12月までの厚生年金保険への新規加入者数は10人にとどまっていることが確認でき、当時、当該事業所においては、入社時において一律に従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月ごろから23年8月ごろまで
② 昭和27年1月ごろから29年4月ごろまで

亡夫の厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、昭和22年2月から23年8月まで勤務していたA社及び27年1月から29年4月まで勤務したB社の加入期間が確認できなかった。

当時の同僚の名前は記憶しておらず、関連資料も無いが、正社員として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

法務局の法人登記により、申立人が昭和22年2月3日の時点において、A社の取締役役に就任していたことが確認されるほか、申立人の妻は、保管する申立人記述の履歴書に基づき、申立人は同月にA社に入社し、23年8月に離職、27年1月から29年4月まではB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が勤務したとするA社及びB社について、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録により調査した結果、両事業所とも、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間②に係るB社名と類似しており、同一地域に所在する「C社」について社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録により調査を行ったものの、これらの記録によれば、当該事業所は、申立期間②より以前の昭和26年8月1日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間において適用事業所としての記録は無い。

さらに、法務局は、「B社」との名称での法人登記は見当たらないこと、及びA社は、昭和22年2月3日に設立の登記がなされ、49年10月1日に解散の登記がなされている旨を回答している。

加えて、申立人の妻はA社が、従業員数6人から10人程度の会社であり、雑貨や物資の販売、不動産の売買等を営んでいたこと等を記憶し、当時の事業主の氏名も記憶していたものの連絡先は不明であるとしている上、同僚に係る記憶も無いとしており、同僚等の供述等を得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 28 日から同年 4 月 24 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入記録を確認できない旨の回答であった。

申立期間中に勤務していた事業所名は記憶していないが、商品の家庭訪問による営業の仕事をしており、申立期間に係る失業保険被保険者証も所持しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報により、申立人は申立期間において事業所に勤務していたことが認められるものの、事業所の名称は不明である。

また、申立人は、申立期間において、勤務していたとする事業所の名称を記憶しておらず、短期間の勤務であったために、事業主及び同僚の氏名も記憶していないと供述しており、申立てに係る事業所は特定できない上、同僚等の供述も得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、そのほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 8 月まで
申立期間について、A店（昭和 37 年 4 月 14 日以降はB社）で働いていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の勤務内容等を詳細に記憶していること、申立人が同僚とする二人の供述、及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）において、申立人が同僚として名前を挙げた 13 人のうち 8 人の名前が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A店に係る被保険者名簿において、申立人の記録は確認することができず、同被保険者名簿にも健康保険番号の欠番が無く、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 13 人のうち 5 人の名前も被保険者名簿において確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 44 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法務局の登記簿によれば、A店を法人化して設立されたB社は、45 年 3 月 31 日に株主総会の議決により解散している上、当時の事業主は、「申立人の記憶は無い。また、当時の資料も無い。」と供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 43 年 1 月まで
(A社)
② 昭和 43 年 2 月から同年 8 月まで
(B店)
③ 昭和 43 年 9 月から 44 年 10 月まで
(C店)
④ 昭和 44 年 11 月から 45 年 8 月まで
(D店)
⑤ 昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月まで
(E店又はF店)
⑥ 昭和 46 年 2 月から 47 年 5 月まで
(G店)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 42 年 8 月から 47 年 5 月までH市で勤務していた 6 事業所における加入記録が確認できなかった。

事業所の名前ははっきりしないが、社会保険に加入していないはずはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はH市 I 区 J において事業活動を行っていた A社に勤務していたと主張しているものの、事業主が外国人であったことのほかは、当該事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、インターネット等を活用して作成した上記所在地周辺に存在する

当該事業所と同様の事業を行っていると思われる事業所の一覧表を提示しても、申立人は申立てに係る事業所が見当たらない旨を供述しており、さらに、H市内における当該事業所の事業に関連すると思われる複数の業界団体等からも当該事業所の特定につながる情報を得られないため、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができず、厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認ができない。

- 2 申立期間②について、申立人はH市K区L百貨店にほぼ隣接する所在地において事業活動を行っていたB店に勤務していたと主張しているものの、当該事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、インターネット等を活用して作成した上記所在地周辺に存在する当該事業所と同様の事業を行っているものと思われる事業所の一覧表を提示しても、申立人は申立てに係る事業所が見当たらない旨を供述しており、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができず、厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認ができない。

- 3 申立期間③について、申立人はH市M区Nにおいて事業活動を行っていたC店に勤務していたと主張しているものの、当該事業所の事業主が娯楽事業を手掛けていたことのほかは、当該事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、H市内における当該事業所の事業に関連すると思われる複数の業界団体からも当該事業所の特定につながる情報を得られないため、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができず、厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認ができない。

- 4 申立期間④について、申立人はH市O地区において事業活動を行っていたD店に勤務していたと主張しているものの、当該店舗名称のほかは、当該店舗を運営する事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、当該店舗名称では厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人はH市P区Q駅前において事業活動を行っていた店に勤務していたと主張しているものの、当該店舗名称が「E店」若しくは「F店」であったと記憶していることのほかは、当該店舗を運営す

る事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、「E店」若しくは「F店」の名称で厚生年金保険の適用事業所として15事業所が確認できるが、これら事業所の厚生年金保険の適用年月日、事業所所在地から判断して、申立人が勤務していたと考えられる事業所は見当たらず、このうち、H市内に所在する2事業所から聴取しても、申立てに係る事業所の特定につながる情報を得られず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

6 申立期間⑥について、申立人はH市R区S町において事業活動を行っていたG店に勤務していたと主張しているものの、当該店舗を運営する事業所の名称、事業主の氏名、同僚の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、G店の名称で厚生年金保険の適用事業所として7事業所が確認できるが、これら事業所の厚生年金保険の適用年月日、事業所所在地から判断して、申立人が勤務していたと考えられる事業所は見当たらず、このうち、H市内に所在する1事業所から聴取しても、申立てに係る事業所の特定につながる情報を得られず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

7 また、公共職業安定所の記録によれば、すべての申立期間において、申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①、②及び③のすべての期間並びに申立期間④の一部の期間が、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 37 年 9 月から 38 年 9 月 23 日まで A 社で勤務した期間のうち、37 年 9 月から同年 11 月までの期間の加入記録が確認できなかった。同年 10 月半ばに B 市の眼科医院で診察を受けて眼鏡をかけることになり、また、同年 11 月に出張先 (C 県) で指を骨折して通院をしたので、同年 10 月初めには健康保険証を交付されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 37 年 12 月 1 日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における新たな被保険者資格取得者はいない。

また、当該事業所から「申立期間当時の資料は残されていないため詳細は不明であるが、当時、試用期間があったとの話を聞いたことがある。」との供述が得られている上、申立人が A 社へ一緒に転職してきたという同僚の直前の事業所における被保険者資格喪失日、及び A 社における被保険者資格取得日が申立人と同じとなっており、当該事業所は、従業員について、一律に入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時在籍していた同僚からは、厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年ごろから2年間ぐらい
(A社)
② 昭和48年ごろから2年間ぐらい
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社（平成元年にC社に改称。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は保管していない。社会保険の手続きはしっかりしていたと思うが、パートについては、定着しない人もいたので、入社してすぐには社会保険には加入させなかったかもしれない。」と供述している上、当該事業所に係る上記被保険者名簿から名前が確認できた複数の同僚から聴取しても、申立人の姓には聞覚えがあると供述した同僚が一人いるものの、当時の厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られず、当時の人事記録等によ

る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているB社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立期間②とは異なる昭和56年4月1日から同年7月31日までの期間について、申立てに係る事業所と思われるD社に係る雇用保険被保険者記録が確認できるものの、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、事業主は、「個人商店であり、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行ったことが無く、従業員からも保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみであることから、当該同僚を特定することができず、同僚から当時の事情を聴取することができない。

- 3 なお、社会保険事務所の記録によれば、両申立期間が、国民年金保険料の申請免除期間又は保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 37 年 10 月 10 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 5 月 9 日から同年 8 月 15 日まで
⑤ 昭和 44 年 2 月 24 日から同年 5 月 9 日まで
⑥ 昭和 44 年 5 月 9 日から 47 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所から「被保険者記録照会回答票」をもらったが、昭和 37 年 3 月 21 日から 47 年 1 月 21 日までの 6 か所の事業所で勤務していた期間については脱退手当金を受給しているとの記録になっていた。

私は昭和 46 年から 48 年ごろまで A 郡 B 町に住んでおり、当時は子供がまだ小さくて子育てに忙しく、脱退手当金があるなど考えていなかったし、社会保険事務所の場所さえ知らなかった。

脱退手当金を受給したという記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

支給対象期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、過去の厚生年金保険被保険者期間のすべてを対象に支給決定されており、上記最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 47 年 4 月 21 日に支給決定されている上、脱退手当金の支給決定について、厚生年金保険脱退手当金支給報告書が社会保険事務所に残されており、当該記載内容は支給決定内容と一致しているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

がえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C支店D営業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社C支店D営業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社に照会したところ、「申立事業所は平成 15 年 12 月に倒産し営業譲渡されたものである。倒産時の会社名は、B社であり、現在の会社名と同じであるが、別法人であるため、従業員名簿等は引き継いでおらず、申立ての事実は確認できない。」と回答している上、申立人が当時の同僚として名字を挙げた者については、連絡先が不明であり照会することができないため、当時、同事業所に勤務していた従業員3人に聴取したところ、二人は、「当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、一人は、「中途採用のトラック運転手については、試用期間があったと記憶し

ている。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 21 日から 39 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
当時の同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者6人のうち5人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた6人のうち一人については健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立人及び同事業所に勤務していた申立人の同僚は、当時、当該事業所には約20人の従業員が勤務していたと供述しているのに対し、申立期間当時、同名簿により被保険者資格を取得していることが確認できる者

は 13 人である上、当時、同事業所に勤務していた同僚二人に聴取したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「私の場合、厚生年金保険に加入したのは入社後しばらく経ってからだったと思う。」と供述していることから、当時、同事業所においては、入社と同時に被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から52年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の事業主が厚生年金保険料を控除していたことを供述してくれているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張しているA社の当時の事業主の供述、及び申立人が法人登記簿謄本により同事業所の取締役であったことが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、当時の事業主は、「当時、厚生年金保険の適用事業所の手続を行う予定であったため、適用事業所の手続を行う前から従業員の厚生年金保険料を控除していた。結果的に経営悪化のため適用事業所の手続は行わなかったが、これらの事実を裏付ける当時の関係資料は残っていない。」と供述している一方、当時の取締役の一人は、「会社が厚生年金保険の適用事業所の手続を行うという話については記憶に無く、当時、国民年金と国民健康保険に加入していた記憶がある。」と供述していることから、当時の人事記録等により事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 13 日から 46 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和 46 年 9 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社勤務時の集合写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 44 年 9 月 13 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人は昭和 44 年 9 月 13 日に当該事業所の雇用保険被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社では、「申立事業所と合併しているが、当時の社会保険関係資料は引き継いでいないため、申立てに係る事実は確認できない。」と回答している上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、「正社員はすべて厚生年金保険に加入していたが、途中から、フリー契約の形に変更して勤務する者もいたので、このような場合は社会保険の適用は無かったのかもしれない。」と供述しており、当時の社会保険事務担当の同僚は、「正社員について社会保

険に係る手続を間違ふことは考えられない。」と供述していることから、当時、同事業所では、勤務形態によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月から 48 年 11 月まで
② 昭和 54 年 3 月から 58 年ごろまで

申立期間①については、A社において技能工の仕事をしていた期間であり、当時の事業主の名前も記憶している。

また、申立期間②については、B社の代表者が資材関連の別会社を設立するとの話があり入社し、当初は同社事務所内において勤務していたが、営業社員も増えたため、6か月経過した後にC社として移転し、私個人の信用で取引を行っていた。

これら事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録が昭和46年11月13日から48年11月30日まで確認できることから、当該期間において、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に聴取したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時の関係資料等は保存していない。」と供述している上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無く、うち一人は「当時、事務職は入

社日から厚生年金保険の適用を受けていたが、現場担当は主任クラスの者でないと厚生年金保険の適用を受けていなかったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では、職種によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているB社及びC社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社及びC社については、法人登記の記録も確認できないため、当時の事業主及び同僚等に照会することができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。